



2026年7月10日

各 位

会社名 日本製麻株式会社
代表者名 代表取締役社長 植杉 泰久
(コード番号 3306 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 折本 和也
電話番号 078-332-8251

第1回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年1月8日に発行した第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、LEOMO, inc（以下「LEOMO」といいます。）及びLEOMO Japan株式会社（以下「LEOMO Japan」といいます。）が保有する本新株予約権の一部をULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC（以下「UCI」といいます。）へ譲渡することを承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件譲渡承認は、未行使の本新株予約権の所有者の一部変更に関するものであり、本件譲渡承認自体により当社の発行済株式総数、議決権数、資本金及び資本準備金に変更はありません。また、本新株予約権の総数、行使価額、行使期間、潜在株式数その他の発行条件に変更はありません。なお、本件は既に発行済みの本新株予約権の譲渡承認であり、新たな第三者割当による有価証券の発行ではありません。

記

1. 新株予約権譲渡承認を行った理由

当社は、2024年12月6日公表の「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行並びに主要株主、主要株主である筆頭株主の異動（見込み）に関するお知らせ」のとおり、2025年1月8日を期日として本新株予約権20,100個（目的となる普通株式数2,010,000株）を発行し、LEOMOに割り当てました。

また、当社は、2025年9月25日公表の「第1回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」に記載のとおり同日開催の取締役会において、LEOMOが保有する本新株予約権のうち8,700個（目的となる普通株式数870,000株）をLEOMO Japanへ譲渡することを承認しております。これにより、本件譲渡前においては、LEOMOが11,400個（同1,140,000株）、LEOMO Japanが8,700個（同870,000株）を保有しております。2026年7月10日現在、本新株予約権20,100個（同2,010,000株）はすべて未行使であり、残個数に変動はありません。

当社としては、本新株予約権の主たる資金使途である食品事業北陸工場増設並びに増強に係る費用、M&A資金及びM&A事業運用資金について、可能な限り機動的に調達を進め

ていける環境を維持する必要があると考えております。

そのような状況の中、LEOMO及びLEOMO Japanより、LEOMOが保有する本新株予約権6,300個（同630,000株）及びLEOMO Japanが保有する本新株予約権8,700個（同870,000株）の合計15,000個（同1,500,000株）をULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC（以下「UCI」という。）へ譲渡することについて承認を求める申請がありました。

UCIについては、譲受けの目的が純投資であること、当社の経営権の取得又は支配株主となることを目的とするものではないこと、並びに、本新株予約権の行使及び行使により取得する当社普通株式の取扱いについて、市場動向、当社株価及び当社株式の流動性に配慮する方針であることを確認しております。

また、当社は、UCIの属性、事業内容、実質的支配者、資金調達能力及び反社会的勢力との関係の有無について、UCIから提出を受けた資料、公開情報、反社会的勢力との関係がない旨の誓約書及び第三者調査機関による調査結果等を総合的に確認し、本新株予約権の譲受人として問題はないものと判断しております。

以上を踏まえ、当社としては、本件譲渡が当社の資金調達目的を害するものではなく、本新株予約権の行使を通じた資金調達可能性の維持・向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会において、本件譲渡を承認することを決議いたしました。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡人： LEOMO, inc／LEOMO Japan株式会社
- (2) 譲受人： ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC
- (3) 譲渡対象となる新株予約権： 日本製麻株式会社 第1回新株予約権
- (4) 譲渡個数(目的となる普通株式数)： 合計15,000個(1,500,000株)
内訳：LEOMO 6,300個(630,000株)／LEOMO Japan 8,700個(870,000株)
- (5) 譲渡承認日： 2026年7月10日
- (6) 譲渡予定日： 2026年7月10日
- (7) 譲渡価額： 譲渡当事者間の合意により非開示
- (8) 当社が受領する対価： ありません。
- (9) 発行条件の変更： ありません。

※本件譲渡は、本新株予約権者間の譲渡であり、当社に対する払込みは発生いたしません。

3. 本件譲渡前後の本新株予約権の保有状況

(注) 括弧内は目的となる普通株式数を記載しております。

保有者	本件譲渡前	本件譲渡による増減	本件譲渡後
LEOMO, inc	11,400個 (1,140,000株)	▲6,300個 (▲630,000株)	5,100個 (510,000株)
LEOMO Japan株式会社	8,700個 (870,000株)	▲8,700個 (▲870,000株)	0個 (0株)
UCI	0個 (0株)	15,000個 (1,500,000株)	15,000個 (1,500,000株)
合計	20,100個 (2,010,000株)	0個 (0株)	20,100個 (2,010,000株)

※2026年7月10日現在、本新株予約権20,100個(2,010,000株)はすべて未行使です。

※UCI保有分15,000個の全行使による調達額は816,000,000円、未行使分20,100個の全行使価額総額は1,093,440,000円です(発行時から変更なし)。

4. 譲渡先の概要

- (1) 名 称 : ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC
- (2) 所 在 地 : アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 アル・バルシャ1地区 ヘリテージ・ビルディング オフィス番号601-58
(アブドゥル・ラフマン・ハッサン・モハメド・アル・ロスタマニ所有)
- (3) 代表者の役職・氏名 : Director Amesaka Takahiko
- (4) 事業内容 : 投資業
- (5) 資 本 金 : 300,000 UAEディルハム(日本円:約12.8百万円、1 UAEディルハム=42.8円で換算)
- (6) 設立年月日 : 2025年10月7日
- (7) 発行済株式数 : 300株
- (8) 決 算 期 : 12月31日
- (9) 従業員数 : ー
- (10) 主要取引先 : Century Financial Group、Emirates NBD Bank
- (11) 主要取引銀行 : Emirates NBD Bank、First Abu Dhabi Bank PJSC
- (12) 大株主及び持株比率 : Amesaka Takahiko 100.0%
- (13) 上場会社と当該会社との間の関係 :

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
- (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 : UCIは設立後間もないため、最近3年間の経営成績及び財政状態は記載しておりません。

5. 譲渡先の保有方針

当社は、UCIより、本新株予約権の取得は純投資を目的とするものであり、当社の経営権の取得又は支配株主となることを目的とするものではない旨を確認しております。

また、UCIは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社株価、株式市場の動向、当社株式の流動性及び当社の資金需要を勘案しながら、可能な限り市場への影響に配慮して対応する方針であることを確認しております。

当社としては、UCIに対し、本新株予約権の行使及び行使により取得する当社普通株式の売却等にあたっては、市場への影響を可能な限り抑制するよう配慮することを要

請しております。

6. 譲渡先の行使に要する財産の存在について確認した内容

本件譲渡は、本新株予約権者間の譲渡であり、当社に対する払込みは発生いたしません。もともと、本新株予約権の行使により当社が資金調達を行うためには、譲渡先が本新株予約権の行使に必要な資金又は資金調達能力を有していることが重要であるため、当社は、UCIより金融機関の残高証明書、融資証明書又はこれに準ずる資料の提出を受けること等により、行使に要する財産の存在又は資金調達能力を確認しております。

UCIが本件譲渡により取得する本新株予約権15,000個をすべて行使する場合の行使価額の総額は816,000,000円です。当社は、UCIが本新株予約権を一括して行使することのみを予定しているものではなく、市場環境、当社株価、当社株式の流動性及び当社の資金需要を勘案しながら、段階的に行使する方針であることを確認しております。

7. 譲渡先の実態確認

当社は、UCI、その役員、主要株主及び実質的支配者について、反社会的勢力との関係がない旨の誓約書を受領するとともに、リスクプロ株式会社による調査を実施し、反社会的勢力との関係を疑わせる事項が検出されないことを確認しております。

また、当社は、UCIが海外法人であることを踏まえ、設立証明書、ライセンス、所在地、実質的支配者、資金源及び制裁対象者リストへの該当有無等について、提出資料及び公開情報等により確認を行っております。

以上から、当社は、UCIについて、本新株予約権の譲受人として問題はないものと判断しております。

8. 本新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の名称： 日本製麻株式会社 第1回新株予約権
- (2) 割当日及び払込期日： 2025年1月8日
- (3) 発行個数： 20,100個
- (4) 発行価額： 総額16,884,000円（本新株予約権1個につき840円）
- (5) 目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式2,010,000株（本新株予約権1個につき100株）
- (6) 行使価額： 1株につき544円
- (7) 行使価額の総額： 1,093,440,000円
- (8) 行使期間： 2025年1月9日から2027年1月8日まで
- (9) 譲渡制限： 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要しません。
- (10) 取得条項： 当社取締役会決議により、発行価額と同額で取得することができます。

9. 今後の見通し

本件譲渡承認は、本新株予約権の保有者の一部変更に関するものであり、本件譲渡承認自体が当社の当期業績に与える影響はありません。

また、本件譲渡承認自体により、当社の発行済株式総数、議決権数、資本金及び資本準備金に変更はなく、本件譲渡承認時点では主要株主の異動も生じません。ただし、UCIによる本新株予約権の行使状況に応じて、主要株主の異動等に係る追加開示の要否を確認いたします。

今後、本新株予約権が行使された場合には、当社普通株式が新たに発行され、当社は行使価額の払込みを受けることとなります。なお、本新株予約権の行使状況、資金使途、業績への影響又は主要株主の異動等について、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上